



(地域の皆さま向けのQ & A)

令和8年10月

地域の皆さまへ

社会福祉法人静岡県共同募金会
市町共同募金委員会※
(※事務局：市町社会福祉協議会)

北海道共同募金会の不祥事案に伴う赤い羽根共同募金運動への ご質問について (Q & A)

平素は共同募金運動にご理解を賜り、特に地域の皆さまにおかれましては、お住まいの地域（自治会・町内会）を通じた「戸別募金」にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

報道にございますとおり、北海道共同募金会において会計責任者（令和8年7月13日付で懲戒解雇）に対する国税局の強制調査が行われ、使途不明金の発生や金銭の不足が判明いたしました。

共同募金運動は都道府県ごとに独立した法人により運営されている事業であり、北海道共同募金会と静岡県共同募金会は全く別の組織ですが、本不祥事案は善意と信頼に基づく共同募金運動全体として断固許されるものではなく、運動に関わる組織全体として真摯に向き合うべき重い課題であると受け止めております。

静岡県共同募金会および市町共同募金委員会におきましては、厳しい内部牽制と監査体制を敷くとともに、所轄庁による指導や社会福祉法に基づく会計監査人に相当する外部監査を受けることで、厳格なガバナンス体制を構築しております。

詳細につきましては以下のQ & Aにまとめております。私たちは皆さまからの信頼に応え、皆さまからお預かりした浄財を支援を必要とされる方々へ適切に届ける使命を果たしてまいります。

地域の福祉活動への支援が滞ることがないように、皆さまの温かいご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

Q & A

Q1：北海道で共同募金が使途不明になっているという報道を見ました。

A1：

北海道共同募金会の職員による不祥事案が報道されております。

共同募金にご協力いただいている皆さまの信頼を損なう大変残念な事案であり、共同募金関係者として非常に重く受け止めております。

なお、本件は「北海道共同募金会」で発生したものであり、静岡県共同募金会および県内市町共同募金委員会とは全くの別組織による運営となります。

Q2：今回の事案があったので、寄付をしたくないのですが…。

A2：

静岡県では北海道のような不祥事案は一切発生しない組織体制となっておりますが、今回の事案をお聞きになり、寄付を躊躇されるお気持ちはやむを得ないことと拝察いたします。

しかしながら、共同募金からの助成が途絶えてしまうと、地域で支援を必要とされている方々のご苦勞がより一層大きくなってしまうのも事実です。

具体的には、以下のような身近な地域福祉活動が共同募金によって支えられています。

- **高齢者支援：** 孤立防止のための見守り活動、介護予防サロン（いきいきサロン等）の運営
- **子ども・子育て支援：** 孤立した育児やネグレクトを防ぐ活動、子ども食堂・居場所づくり支援
- **障がい者支援：** 地域での就労支援や日常の生活支援
- **生活困窮者支援：** 食料支援や住宅・就労に関する相談支援
- **福祉教育：** 他者への思いやりや豊かな心を育む啓発活動
- **災害支援：** 地震や風水害の際に被災者を支援する「災害ボランティアセンター」支援

Q3：静岡県内では大丈夫なのですか。

A3：

静岡県共同募金会と市町共同募金委員会の事務局を担う各市町社会福祉協議会では、皆さまから寄付金をお預かりする際、以下の取り組みを徹底しております。

- 複数職員による寄付金（現金）の確認
- 会計帳簿・通帳・領収書等の定期的な点検
- 毎年度、監事による会計監査の実施

「不正ができない仕組み」「事故を未然に防ぐ仕組み」を構築し、厳格で適正な管理を行っております。

Q4：今回の事案を受けて、県および市町ではどのような対応を行いますか。

A4：

静岡県共同募金会では本件を重く受け止め、管理体制・内部規程の再点検を実施し、県民の皆さまに安心してご協力いただける体制を整えております。

また、市町共同募金委員会の事務局（社会福祉協議会）においても、出納業務の適正実施に関する研修を受講し、複数人による寄付金の確認と管理を徹底しております。なお、県共同募金会が定期的に市町共同募金委員会を訪問・調査し、出納業務の適切な取り扱いを指導しております。

【静岡県共同募金会の主な内部牽制体制】 ※ホームページでも公開中

(1) 現金の取り扱い

窓口寄付および依頼を受けた募金箱回収のみとし、必ず複数名で確認。現金は封筒に入れ複数名で封緘し、現金管理簿に記録したのち、金融機関へ持ち込み入金。入金後は預金通帳と現金管理簿を照合し確認。

(2) 支払手続 (Web バンキング)

会計職員が支払データを作成し、会計責任者が承認することで、業務を分離し牽制を確保。

(3) 金融機関窓口での振込依頼

会計職員が払込請求書を作成し、決裁内容を確認したうえで会計責任者が届出印を押印し、業務を分離。届出印は会計責任者が管理・保管。

(4) 金融機関窓口への出向者

払戻請求書を作成した職員とは別の職員が窓口へ出向く体制とし、業務を分離。

Q5：なぜ自治会に協力を求められるのですか。

A5：

共同募金は単なる「寄付集め」ではなく、「じぶんの町を良くする」ために住民の皆さまとともに行う民間の福祉運動だからです。

自治会の皆さまが地域の「つなぎ手」となり、住民同士で声を掛け合っていただくことで、「地域の支え合い」の意識が育まれます。

また、お預かりした寄付金の約7割は「皆さまが暮らす地元の福祉活動」に直接活用されています。

(残りの寄付金も、県内全域を対象とした福祉団体や福祉施設を通じた福祉サービスのために役立てられています。)

Q6：「目標額」があるのはなぜですか。

A6：

「割り当て」や「ノルマ（強制）」のように感じさせてしまっている現状につきましては、真摯に受け止めております。

この「目標額」は、あらかじめ支援を必要とする団体から「来年度、私たちの町で必要な福祉活動（高齢者見守り、子育て支援、障害者支援など）を行うためにこれだけの資金が必要です」として寄せられた具体的な要望（配分計画）に基づいて算出された『必要額』であり、社会福祉法により設定が義務付けられているものです。

ただし、計画的な福祉サービスを途切れさせないための「目安」として設定しているものであり、**寄付を強制するものではありません。**あくまで皆さまの自発的なご協力をお願いするものですので、ご理解いただけますと幸いです。

Q7：共同募金は、静岡の暮らしをどう支えているのですか。

A7：

静岡県内で寄せられた寄付金は、遠くの誰かではなく、皆さまのすぐ隣で暮らしている身近な方々の笑顔と安心につながる支援に役立てられています。

Q8：事業報告や決算は公開されていますか。また、運営経費の財源は何ですか。

A8：

静岡県共同募金会の事業報告および決算は、ホームページで公開しております。

また、社会福祉法第59条に基づき「社会福祉法人現況報告書」として毎年所轄庁へ届け出ており、どなたでも閲覧が可能です。

法人の運営経費は寄付金から充てられています。経費の上限については、厚生省（現厚生労働省）通知により「募金額の概ね10%を限度とする」と定められており、令和7年度の実績は13.96%でした。（※経費には、募金箱・資材作成・広報・助成審査等の「事業費」のほか、法人運営・システム管理等の「事務費」「人件費」が含まれます。）

《共同募金の実施について》

昭和 42 年 9 月 19 日社庶第 340 号厚生省社会局長通知（抜粋）

(3) 募金経費の節減とその支出の適正化をはかること。

ア 募金経費については、その使途において賤別、記念品代等については勿論のこと、募金運動上必要な会議費その他の諸経費であっても、国民感情からみても不相当と考えられるような支出は、厳に自粛し、かつ、従来示されている経費の標準に則り概ね 10%を限度として、これを極力節減すること。

イ 募金経費については、支会および分会において寄付金のなかから天引きすることなく、あらかじめ都道府県共同募金会より支会および分会に対し必要な資金を概算交付等の方法により前渡し、運動期間終了後、適切な方法により精算を行なうこと。

ウ 募金経費については、募金終了後配分額と同時に明確に公表すること。

(※「支会および分会」とは、現市町共同募金委員会。)

Q9：寄付金はどのように助成（活用）されるのですか。

助成先からの
ありがとうメッセージ

A9：

お預かりした寄付金は、市町共同募金委員会から県共同募金会へ送金されます。

県共同募金会では、事前に受け付けた助成申請をもとに、社会福祉法に基づく「配分委員会」での厳格な審査・承認を経て、理事会にて最終決定いたします。

助成対象は、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者・ボランティア活動・災害支援など、多岐にわたる地域福祉活動です。



Q10：寄付金の「具体的な使いみち」は公表されていますか。

市町別の
使いみち

A10：

社会福祉法第 112 条の規定に基づき、募金実績・配分先・事業内容を毎年度公表しています。

寄付金が地域でどのように活かされたかは、ホームページ等でいつでもご確認いただけます。



おわりに (皆さまへのお願い)

共同募金は、あくまで住民の皆さまの「自発的な善意」に基づく任意の運動であり、寄付を強制するものではありません。

しかしながら、共同募金からの支援が滞ってしまうと、地域を支える数多くの福祉活動が立ち行かなくなってしまうのも事実です。

私たち静岡県の共同募金関係者は、皆さまからの信頼に応えられるよう、より一層透明性の高い組織運営に努めてまいります。

どうぞ今後とも、静岡の地域福祉を支えるため、温かいご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

詳細な説明や制度に関するご質問は、
静岡県共同募金会または市町共同募金委員会事務局（社会福祉協議会）
までお気軽にお問い合わせください。

市町共同募金委員会
(市町社会福祉協議会)



社会福祉法人 静岡県共同募金会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号 TEL : 054-254-5212